

## 喜多方市移住希望者お試し滞在支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、多くの移住希望者が本市を訪れる機会を創出し本市への移住及び定住の促進により地域を活性化することを目的として、移住を希望する者の現地活動に要する宿泊費用の一部に対し、予算の範囲内において、喜多方市移住希望者お試し滞在支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、喜多方市補助金等の交付等に関する規則（平成18年喜多方市規則第48号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者 福島県外に居住し、市内への移住を希望又は検討している者をいう。
- (2) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する施設又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に基づく届出がされている施設をいう。
- (3) 現地活動 移住希望者による移住の実現に向けた市内への訪問活動をいう。
- (4) 同行者 福島県外に居住し、移住希望者とともに現地活動を行う者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、移住希望者であり、かつ、次の各号に掲げる全てに該当する者とする。

- (1) 次に掲げるいずれかを満たす者
  - ア 市との面談等の実施により、移住相談票（様式第1号）又はそれに類する書類の作成及び提出を行った者
  - イ 福島県で実施するふくしま移住希望者支援交通費補助金交付要綱5条の規定に基づく現地活動計画兼報告書を福島県移住推進員へ提出し、推進員による確認を受けた者
- (2) 市内における住まい探し、仕事探し、移住に関する相談又は生活環境の確認等を目的とした現地活動を行った者
- (3) 喜多方市暴力団排除条例（平成24年喜多方市条例第32号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない者

### (補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、補助対象者及び同行者1名が市内の宿泊施設において宿泊に要した経費とする。ただし、地方公共団体等によ

る本事業と同様の宿泊費補助金等を受ける場合は、宿泊に要した経費からその補助金等の金額を差し引くものとする。

- 2 前項の対象経費は、標準的な1泊2食付きの宿泊料（朝食のみ又は食事なしの場合を含む。）とし、追加の料理、サービス及び付帯施設の利用料金等は含まないものとする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、1人当たり1泊2、500円を上限とし、同一年度中につき6泊分を限度とする。ただし、対象経費が1人当たり1泊2、500円未満の場合は、その対象経費を補助金の額とし、100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（現地活動計画等の確認）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として現地活動の出発日から起算して7日前までに、喜多方市現地活動計画兼報告書（様式第2号）を市長に提出し、確認を受けるものとする。

- 2 申請者は、原則として現地活動の帰着日から起算して10日以内に、実績を記載した喜多方市現地活動計画兼報告書を市長へ提出し、確認を受けるものとする。
- 3 前2項の規定に関わらず、申請者が第3条第1項第1号（イ）に該当する者である場合は、喜多方市現地活動計画兼報告書の提出を不要とする。

（補助金の交付申請）

第7条 申請者は、現地活動の帰着日から起算して30日を経過する日又は現地活動の帰着日の属する年度の3月15日のいずれか早い期日までに、移住希望者お試し滞在支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）次に掲げるいずれかの書類

ア 第3条第1項第1号（ア）に該当する者である場合は、前条による確認を受けた喜多方市現地活動計画兼報告書

イ 第3条第1項第1号（イ）に該当する者である場合は、福島県で実施するふくしま移住希望者支援交通費補助金交付要綱第5条第2項の規定により提出を行った現地活動計画兼報告書の写し

（2）申請者及び同行者の居住地を証する書類

（3）宿泊施設に宿泊した領収書等の写し

（4）その他市長が特に必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条第1項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、予算の範囲内で交付額を決定し、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付に関して必要な条件を付することができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第9条 市長は、前条第1項の通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により当該決定を受けたとき。

(2) その他市長が不相当と認めたとき。

(補助金の交付請求)

第10条 第8条第1項の通知を受けた者は、速やかに移住希望者お試し滞在支援事業補助金請求書(様式第4号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに申請者に補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第11条 市長は、第9条の規定により補助金の交付決定を取り消したとき、又はその他の事由により既に交付された補助金の額が交付すべき額を超えていることが判明したときは、期限を定めて既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

移住相談票

作成日 年 月 日

【相談者情報】

ふりがな氏名		生年月日	年 月 日	歳	性別	男・女
電話番号 携帯番号		メール				
住所	(〒 - )					
職業	<input type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 公務員 <input type="checkbox"/> 団体職員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 主婦（主夫） <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
家族構成	<input type="checkbox"/> 単身 <input type="checkbox"/> 夫婦 <input type="checkbox"/> 親子 <input type="checkbox"/> 三世代 <input type="checkbox"/> その他（ ）	出身地	都道 府県	市区 町村		
喜多方市との関係	<input type="checkbox"/> 本人または配偶者の出身地 <input type="checkbox"/> 本人または配偶者の親の出身地 <input type="checkbox"/> 知人がいる <input type="checkbox"/> 居住経験がある（ 年） <input type="checkbox"/> 縁故なし <input type="checkbox"/> その他（ ）					
移住希望先	<input type="checkbox"/> 未定 <input type="checkbox"/> 福島県（ 市・町・村） <input type="checkbox"/> その他の道府県（ 道・府・県） <input type="checkbox"/> エリアで検討（ <input type="checkbox"/> 北海道 <input type="checkbox"/> 東北 <input type="checkbox"/> 関東 <input type="checkbox"/> 甲信越 <input type="checkbox"/> 北陸 <input type="checkbox"/> 東海 <input type="checkbox"/> 近畿 <input type="checkbox"/> 中国・四国 <input type="checkbox"/> 九州・沖縄）					

【相談内容】

（複数選択可）

希望する地域類型	<input type="checkbox"/> 農村（田園地帯） <input type="checkbox"/> 山村（山間地帯） <input type="checkbox"/> 市街地 <input type="checkbox"/> 地方都市 <input type="checkbox"/> 漁村（海に近い田舎） <input type="checkbox"/> 別荘地・リゾート地 <input type="checkbox"/> 離島 <input type="checkbox"/> その他（具体的に： ）
移住を希望する理由	<input type="checkbox"/> Uターン <input type="checkbox"/> 文化・歴史 <input type="checkbox"/> 農産物・食 <input type="checkbox"/> 自然・環境 <input type="checkbox"/> 子育て <input type="checkbox"/> 就農 <input type="checkbox"/> 就業・起業 <input type="checkbox"/> その他（ ）
希望する情報	<input type="checkbox"/> 地域の情報 <input type="checkbox"/> 仕事 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 子育て <input type="checkbox"/> 移住全般 <input type="checkbox"/> その他（具体的に： ）
移住希望時期	<b>西暦 年 月 ごろ</b> <input type="checkbox"/> 仕事（定年）退職後 <input type="checkbox"/> 移住先の仕事決定後 <input type="checkbox"/> 移住先の住居決定後 <input type="checkbox"/> 子どもの就学に合わせて <input type="checkbox"/> 未定 <input type="checkbox"/> その他（具体的に： ）
移住時の家族形態	<b>家族数 人</b> <input type="checkbox"/> 単身 <input type="checkbox"/> 夫婦のみ <input type="checkbox"/> 夫婦と子ども <input type="checkbox"/> 親と同居 <input type="checkbox"/> その他（ ）
移住先での仕事の希望	<input type="checkbox"/> 就職（希望職種： ） <input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 伝統工芸 <input type="checkbox"/> 自営業（移住前と同じ） <input type="checkbox"/> 起業 <input type="checkbox"/> 事業承継 <input type="checkbox"/> 地域おこし協力隊 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他（具体的に： ）
移住先での住居の希望	<input type="checkbox"/> 賃貸（ <input type="checkbox"/> 中古一戸建て <input type="checkbox"/> 新築一戸建て <input type="checkbox"/> 集合住宅） <input type="checkbox"/> 実家 <input type="checkbox"/> 購入（ <input type="checkbox"/> 中古一戸建て <input type="checkbox"/> 新築一戸建て） <input type="checkbox"/> その他（ ）

※ご記入いただいた情報は、喜多方市による移住に関する情報提供及び喜多方市移住希望者お試し滞在支援事業にのみ使用いたします。

様式第2号（第6条関係）

喜多方市移住希望者お試し滞在支援事業補助金 現地活動計画兼報告書

計画書提出 年 月 日  
 報告書提出 年 月 日

喜多方市長 様

1 現地活動を行う者(申請者)の情報

ふりがな			昭和・平成		
氏名		生年月日 (年齢)	年 月 日 ( )歳	職業	
住所	〒 - ※住民票の住所と合わせること				出身地 (都道府県)
電話番号	(※平日の日中に連絡が取れる番号)				
メールアドレス					

2 同行者の情報(該当する場合のみ記入)

ふりがな		申請者との 続柄		昭和・平成		
氏名			生年月日 (年齢)	年 月 日 ( )歳	職業	

※補助金の対象となる同行者は1名が上限です。

3 現地活動の期間・目的

現地活動の 期間	出発日 年 月 日から	帰着日 年 月 日まで	泊数 泊
現地活動の 目的・内容	(現地訪問による住まいや仕事探し、確認したいことなど、目的・内容を詳細に記載すること。)		

4 宿泊施設の情報(予定)

宿泊施設名	宿泊費用の見込み額		
	宿泊費用	人数	泊数
	1泊 円	× 名	× 泊 =
	計 0 円		

【1枚目】

現地活動の計画段階で作成し、出発日の7日前までに喜多方市へメールまたは郵送等で送付し、内容の確認を受けてから、現地活動を行うこと。

☛送付先メールアドレス chiiki@city.kitakata.fukushima.jp

## 5 現地活動の結果と今後の活動予定

現地活動の結果	(現地活動により確認できたこと、所感等を詳細に記載すること。)
今後の活動予定	(現地活動の結果を踏まえ、今後、どのような活動を検討していくのか、具体的に記載すること。)

## 6 宿泊施設の情報(実績)

1枚目で記載した情報と変更がない場合は、記入の必要はありません。

宿泊施設名	宿泊費用の実績額		
	宿泊費用	人数	泊数
	1泊 円	× 名	× 泊 =
	計 0 円		

## 7 補助金交付申請額

補助金交付申請額	1泊あたりの補助額	人数	宿泊日数	交付申請額
		1泊 円	× 名	× 泊
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1泊あたりの補助額は1人あたり2,500円上限</li> <li>・ 宿泊費が2,500円未満の場合は、1泊あたりの補助額が宿泊費と同額となります。(100円未満切り捨て)</li> <li>・ 人数は同行者を含めて最大2名まで</li> <li>・ 宿泊日数は同一年度中に最大6泊まで</li> </ul>			

## 8 その他

### 【2枚目】

現地活動終了後に記入すること。

帰着日の10日以内に市へメールまたは郵送で送付し、確認を受けること。

✉送信先メールアドレス [chiiki@city.kitakata.fukushima.jp](mailto:chiiki@city.kitakata.fukushima.jp)

喜多方市企画政策部地域振興課 ☎:0241-24-5306

様式第3号（第7条関係）

喜多方市移住希望者お試し滞在支援事業補助金  
交付申請書兼実績報告書

年 月 日

喜多方市長 様

郵便番号  
(申請者) 住 所  
氏 名  
電話番号

喜多方市移住希望者お試し滞在支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

補助金交付申請額	円		
現 地 活 動 の 状 況	期 間	泊 数	
	年 月 日 から 年 月 日まで	泊	
宿 泊 施 設 の 状 況	宿泊施設名	補助対象経費	
		計	円
今 年 度 の 交 付 状 況	交付回数	泊 数	
	回	延べ	泊
同 行 者 の 状 況	氏 名	年 齢	続 柄
		歳	
現 地 活 動 の 実 績	別紙 現地活動計画兼報告書のとおり		

様式第 4 号（第 10 条関係）

喜多方市移住希望者お試し滞在支援事業補助金請求書

年 月 日

喜多方市長 様

(申請者)

住 所

氏 名

印

電話番号

年 月 日付け喜多方市指令 第 号で交付決定のあった喜多方市移住希望者お試し滞在支援事業補助金について、喜多方市移住希望者お試し滞在支援事業補助金交付要綱第 10 条の規定に基づき、下記の通り請求します。

記

補助金請求額 \_\_\_\_\_ 円